

OKI Pay 利用規約

第 1 条（総則）

利用者は、株式会社沖縄銀行（以下、「当行」という。）を通じて、加盟店での商品またはサービスに係る取引代金の決済に **OKI Pay** を利用することに関し、本 **OKI Pay** 利用規約（以下、「本規約」といいます。）の内容に従うものとします。

第 2 条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

利用者

当行に普通預金口座をお持ちで、当該普通預金口座に係る暗証番号を保有しているお客さまのうち、第 3 条に基づいて **OKI Pay** の利用に係る申込みを行ったお客さまをいいます。なお、本規約に基づき、当行と利用者との間で成立した契約を「本契約」といいます。

加盟店

利用者との間の取引代金の決済に **OKI Pay** を利用することを当行が認めた法人、個人事業主または団体をいいます。本規約においては、当行の提携金融機関が提供する **OKI Pay** と同様のサービスを利用する個人との間の取引代金の決済に当該サービスを利用することを当該提携金融機関が認めた法人、個人事業主または団体をあわせて加盟店といいます。

OKI Pay

加盟店における商品またはサービスの代金をスマートフォンを利用して預金口座から即時に支払うことのできる(ただし、「**Smart Code** ショッピングサービス」についてはこの限りではありません。)当行の個人のお客さま向けサービスをいいます。

OKI Pay 取引

加盟店が行う商品の販売またはサービスの提供の代金を **OKI Pay** により支払う取引をいいます。

利用者端末

OKI Pay 取引を行うために必要な利用者向けアプリ（以下、「**OKI Pay アプリ**」といいます。）をダウンロードの上、利用登録をした利用者自身のスマートフォンをいいます。利用者は **OKI Pay アプリ** を利用して、**OKI Pay** 取引のほか、加盟店検索や加盟店が発行した対象クーポンやスタンプの利用・管理ができます。**OKI Pay アプリ** を利用できる利用者端末の環境は、当行ホームページで公表しています。

加盟店端末

OKI Pay 取引を取り扱うために必要な加盟店向けアプリをダウンロードの上、利用登録をした加盟店自身のタブレット端末等をいいます。

Smart Code

株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)所定の規定や規格に基づき、利用端末の画面に Smart Code 対応コード等を表示させ、Smart Code 加盟店(取引代金の決済に OKI Pay を利用することを JCB が認めた加盟店等をいいます。以下同じとします。)に設置された加盟店端末等を用いて当該 Smart Code 対応コード等を読み取ることで、Smart Code 加盟店が取引代金の決済を行う仕組みをいいます。

OKI Pay「Smart Code ショッピングサービス」

利用者が Smart Code 加盟店で JCB 所定の手続きによって行う OKI Pay 取引をいいます。

払込票決済機能 (スマホ収納サービス)

払込票、請求書等(以下、「払込票等」といいます。)に印字されたバーコードまたは QR コードを利用者端末により読み込み、払込票等に記載された金額を OKI Pay 取引により支払う機能をいいます。

第3条 (利用申込み)

1. OKI Pay の利用にあたっては、お客さま自身のスマートフォンに OKI Pay アプリをダウンロードのうえ、利用登録画面に氏名、メールアドレス等のお客さま情報を入力し、ログインパスワードおよび取引暗証番号(以下、ログインパスワードと取引暗証番号をあわせて「暗証番号等」といいます。)を設定する必要があります。
2. 前項の手続きを行ったうえで、当該スマートフォンのログイン後画面において、当行の普通預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等を入力し、OKI Pay 取引に用いる預金口座(以下、「引落指定口座」といいます。)を登録する必要があります。
3. 前2項の登録手続きのいずれをも完了した時をもって、当行と利用者との間に OKI Pay 利用契約が成立し、利用者は OKI Pay による支払いを行うことができます。

第4条 (OKI Pay 取引の方法)

1. 利用者が加盟店における商品またはサービスの代金を OKI Pay により支払う場合には、①QR コード等を利用者端末に表示させ加盟店に当該コードを読み取らせる方法、または②加盟店から提示された QR コードを利用者端末で読み取る方法、または③加盟店から送信を受けた情報を利用者端末の取引内容確認画面で確認後、取引暗証番号を入力する方法により、当行に対して、引落指定口座から支払資金を引き落して加盟店に支払うことを申込むものとします。利用者は、この申込みを撤回することができません。
2. 前項にかかわらず、利用者は、利用者端末の指紋認証機能等の利用により、取引暗証番号の入力を省略することができます。この場合についても、当行は前項と同様に取

り扱うものとし、利用者は申込みを撤回することができません。なお、指紋認証機能等は、当行所定の機能を備える利用者端末でのみ利用できます。

3. **OKI Pay** 契約は、前二項の依頼に基づき引落指定口座から支払資金を引落したときに成立します。当行は、引落指定口座から支払資金を引き落とした時には、加盟店に対して **OKI Pay** 取引が成立したことを通知します。この場合、利用者端末上に加盟店の発行するご利用控が表示されます。
4. 理由の如何を問わず、利用者端末および加盟店端末による手続きができない場合には、**OKI Pay** 取引は成立しないものとします。

第5条（**OKI Pay**「**Smart Code** ショッピングサービス」の利用に関する同意）

利用者は、次の各号に同意したうえで、**Smart Code** 加盟店において **OKI Pay**「**Smart Code** ショッピングサービス」を利用するものとします。

1. **OKI Pay**「**Smart Code** ショッピングサービス」の利用により **Smart Code** 加盟店が利用者に対して取得した取引代金相当額を、**JCB** 又は **JCB** が提携する第三者が直接又は間接に立替払いをすることにより、**JCB** が利用者に対して取得した求償債権につき当行が **JCB** に対して立替払いをすること。
2. 利用者は、**Smart Code** 加盟店において **OKI Pay**「**Smart Code** ショッピングサービス」を利用したことにより、当行に対して、**Smart Code** 加盟店に対する取引代金相当額の弁済委託を行うこと。

第6条 払込票決済機能（スマホ収納サービス）

1. 払込票決済機能（スマホ収納サービス）に対応する払込票等は、払込票決済機能（スマホ収納サービス）に対応している企業や地方公共団体等（以下、「企業等」といいます。）が発行する払込票等に限りです。
2. 払込票決済機能（スマホ収納サービス）の利用時には、決済手数料がかかる場合があります。**OKI Pay** アプリに表示されるお支払い金額をご確認ください。
3. 払込票等に記載された金額を二重に支払う等、払込票等記載の金額と異なる金額を支払った場合でも、当行は返金できませんのでご注意ください。返金については、払込票等記載の企業等にお問合せください。
4. 払込票決済機能（スマホ収納サービス）により商品またはサービスの代金の支払をした場合、領収書その他の支払を証する書面は発行されません。**OKI Pay** アプリ内の利用履歴によりご確認ください。
5. 払込票決済機能（スマホ収納サービス）により納税した場合、納税証明書その他の納付を証する書面は発行されません。納付の状況等については、払込票等記載の企業等にお問合せください。

第7条（OKI Pay 取引の利用限度額）

1. 利用者は、以下の各号のいずれか低い金額を超えない限度において個々の OKI Pay 取引を行うことができます。
 - ① 引落指定口座の預金残高（総合口座取引規定に基づく当座貸越極度額およびプラスワンサービス極度額を加えた金額とします。）
 - ② 当該利用者の1日あたりの利用限度額（当行が定めた金額、または当行が定めた金額の範囲内において利用者が指定し、当行が承認した金額をいいます。以下同じです。）
 - ③ 加盟店ごとに定められた利用者1人が1日に利用できる限度額（当行が定めた金額、または当行が定めた金額の範囲内において加盟店が指定し、当行が承認した金額をいいます。）
2. 前項第3号に定める1日とは、午前0時から起算した24時間をいい、日本時間によります。

第8条（利用時間）

1. OKI Pay 取引の利用可能時間は、以下に定める時間帯とします。

曜日等	開始時間～終了時間	備考
月曜日	7:00 ～ 23:59	0:00～6:59 は利用不可
月曜日以外	0:00 ～ 23:59	24 時間 利用可能

2. 当行は、システムメンテナンス等のためあらかじめ利用者に対する通知または公表のうえ OKI Pay 取引を休止することがあります。
3. 前項にかかわらず、当行は、システムの維持、取引の安全性の維持等に必要場合は、あらかじめ利用者へ通知することなく OKI Pay 取引の取扱いを休止することができるものとします。また、この取扱い休止のために、加盟店または利用者においてなんらかの損害が生じたとしても、当行はその責任を負わないものとします。

第9条（提携金融機関の変動等）

当行の提携金融機関に変動が生じたときは、当行から利用者に対する通知または公表のうえ、OKI Pay 取引が利用可能な加盟店の範囲も変動するものとします。

第10条（取引できない場合）

次の各号に定める場合には、OKI Pay 取引を行うことはできません。

- ① 停電・通信障害・故障等により、必要なシステム処理ができない場合
- ② 当該利用者の1日あたりの利用限度額の範囲を超える場合
- ③ 加盟店ごとに定められた利用者1人が1日に利用できる限度額を超える場合

- ④ 購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店が **OKI Pay** 取引を行うことができないものと定めた商品または役務に該当する場合
- ⑤ 残高不足その他の理由により、引落指定口座からの引落ができない場合

第 11 条（取消）

1. **OKI Pay** 取引に関する第 4 条第 1 項または第 2 項による申込みがなされた後に、利用者と加盟店との売買契約等が解除、取消その他の事由により効力を失い、または終了した場合には、利用者に対する返金等については、加盟店への資金の入金の前後を問わず、利用者と加盟店の間で解決するもとし、利用者は当行に対して引落指定口座への返金や **OKI Pay** 取引を請求することはできません。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者と加盟店の合意に基づき、加盟店が加盟店端末から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文を当該 **OKI Pay** 取引が行われた当日中に受信した場合に限り、**OKI Pay** 取引を取り消すことができます。なお、その場合、引落指定口座への返金は翌銀行営業日以降となります。返金にあたり、利息は付されません。

第 12 条（加盟店との紛議）

1. 利用者は、加盟店において商品を購入し、またはサービスの提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。
2. 利用者は、加盟店から購入した商品または提供を受けたサービスに関する紛議その他加盟店との間で生じた一切の紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとします。
3. 当行は、利用者と加盟店との紛議の解決に関与することはありません。ただし、加盟店管理のため、当行が当該紛争に関して必要な調査を実施し、利用者に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、利用者はこれに協力するものとします。

第 13 条（暗号等および利用者端末の管理）

1. 利用者は、利用者端末を第三者に使用させてはなりません。また、**OKI Pay** アプリを本規約で定める用途以外で使用してはなりません。
2. 利用者は、暗証番号等を指定するにあたっては、他人に推測されやすい数字等を避け、第三者に知られたり盗まれたりしないよう、利用者自身の責任において、厳重に管理し、**OKI Pay** アプリの画面上で随時変更するものとします。
3. 利用者は利用端末がコンピューターウィルスや不正プログラムに感染しないようセキュリティ対策を行うものとします。
4. 利用者端末は紛失・盗難等に遭わないように、利用者自身の責任において、厳重に

管理するものとします。なお、利用者端末を変更または処分する場合には、必ず **OKI Pay** アプリを削除するものとします。

5. 利用者は、利用者端末を紛失した場合その他利用者端末を第三者が使用するおそれが生じたときは、直ちに当該利用者端末に係る通信会社に連絡し、第三者の使用を防止するために必要な措置をとるものとします。
6. **OKI Pay** の利用に際し、取引暗証番号等の入力項目を、当行所定の回数以上連続して誤入力すると **OKI Pay** が利用できなくなります。この場合、一定時間経過後、再度ログインをした上で、取引暗証番号等を変更してください。
7. 利用者は、前各項のほか本規約に従い、利用者端末を管理するものとします。
8. 利用者が本条第1項から第7項に違反したことにより損害を被ったとしても、当行はその損害について一切の責任を負わないものとします。但し、当該損害発生につき、当行に責めに帰すべき事由がある場合にはこの限りではありません。

第14条（通信料の負担）

OKI Pay アプリの利用およびダウンロードには別途通信料がかかり、利用者のご負担になります（バージョンアップ等の際にかかる通信料を含みます。）

第15条（利用者による利用停止等）

1. 利用者が、**OKI Pay** の利用停止を希望する場合には、当行ホームページ上に掲載された **OKI Pay** の利用停止方法に従い、手続きを行うものとします。
また、利用再開にあたっては、当行に申し出るものとします。なお、利用再開の申し出に関し、当行は申し出を行った方が利用者本人であることを確認するための資料の提示等を求めることがあります。
2. 直前にログインした利用者端末とは異なる端末から **OKI Pay** アプリへのログインがある場合、当行は異なる端末からのログインはブロックし、利用者が登録したメールアドレスに異なる端末からのログインしようとするアクセスがあった旨を通知します。

第16条（当行による利用停止等）

当行は、利用者が次の各号に当該した場合は、利用者に通知することなく、**OKI Pay** の利用を停止することがあります。また、この場合、当行は当該利用者の利用登録を抹消することもできるものとします。

- ①6ヶ月以上、**OKI Pay** アプリへのログインがないとき
- ②利用者を被相続人とする相続の開始があったことを当行が知ったとき
- ③引落指定口座が解約されたとき
- ④本契約その他当行との契約に違反したとき

- ⑤利用者が当行に届出した住所地あての郵便物が到達しなかった場合など、利用者との連絡が取れないとき

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、または他の当事者の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 当行は、利用者が暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本契約を継続することが不適切である場合には、直ちに本契約を解除することができます。
4. 前項の規定の適用により本契約が解除された場合、利用者は当行に生じた損害を賠償する責任を負います。また、当該解除により利用者に損害が生じても、利用者は当行に一切請求を行うことができないものとします。

第 18 条（届出事項の変更）

1. 利用者は、当行に届け出ている氏名、住所、メールアドレスその他の届出事項に

変更があった場合は、直ちに当行に届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

2. 当行が利用者に宛てて通知（電子メールにて行うこともあります。）または書類を発送した場合には、利用者が前項の届出を怠る等利用者の責めに帰すべき事由により、当該通知または書類が延着もしくは到達しなかったとき、または利用者がこれを受領しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 19 条（準拠法）

利用者と当行との本契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

第 20 条（合意管轄裁判所）

利用者と当行との本契約に関する一切の紛争は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（取扱内容および規約の変更等）

1. 当行は利用に事前に通知することなしに、OKI Pay アプリの機能の追加、変更等を行うことができるものとします。
2. 本規約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法584条の4の規定にもとづき変更するものとします。
3. 前項による本規約の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
4. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第 22 条（免責）

1. 当行の責めに帰すべき事由により、利用者の預金口座から誤って引落しを行い、あるいは、二重に引落しを行った場合等であっても、当行は、誤って引き落とした金額相当額を預金口座に返金すれば足りるものとし、当行は、事由の如何にかかわらず、当該返金額相当額を超えて遅延損害金その他の損害賠償の責めを負わないものとします。
2. 前項のほか、当行が本規約に定める OKI Pay の提供に関し、利用者が被った損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害および特別損害については一切責任を負わないものとします。

3. 前二項の規定は、当行が故意または重大な過失に基づき債務不履行を起こした場合には、適用されません。
4. 第4条第1項に基づき取引暗証番号の入力、またはQRコード等の読み取りが行われた場合には当行は当該 OKI Pay 取引が利用者自身により行われたものと判断することができ、当該 OKI Pay 取引が、利用者端末または暗号等の盗難または不正使用その他理由の如何を問わず利用者以外の第三者により行われたことによって利用者が損害を被った場合であっても、当行は一切の責任を負わないものとします。
5. 当行は、OKI Pay 取引を利用して販売または提供される商品またはサービスについて一切の責任を負わないものとします。

第23条（ポイントバックサービス）

1. 当行は、以下各号の規定に従い、利用者に対してその OKI Pay 取引利用代金の金額に応じ、OKI Pay 取引利用に対する特典として、Wallet+アプリの myCoin を付与するものとします。当行は本サービスの内容を予告なく変更することができるものとします。変更が行われた場合、お客様には変更後の内容が適用されます。

①ポイントバック額

OKI Pay 取引ご利用 200 円（税抜）ごとに 1myCoin（小数点以下切り捨て）

②ポイントバック対象ユーザー

Wallet+アプリ利用ユーザー

（Wallet+メイン口座と OKI Pay 利用登録口座が同じであることが条件）

③ポイントバックサイクル

毎月1回のサイクルで毎月15日（ただし、当行の休業日の場合は、その翌銀行営業日）に前月1日から前月末日までの OKI Pay 取引ご利用分に対して付与します。

2. myCoin 付与にあたり、Wallet+運営会社である iBank マーケティング株式会社へ本サービスの付与対象となるお客さまの口座情報（店番、口座番号）を提供いたします。提供する口座情報は myCoin 付与に係る処理にのみ利用し、それ以外の目的には一切利用いたしません。

第24条（本規約に定めのない事項）

本規約に明示されてない事項等については、当行および利用者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

以上

〔施行・改訂〕

2020年8月31日 改訂